**平成２４年（フ）第７２号**
宮城県石巻市駅前北通り４丁目７番20号シャンポール駅前北通りＩ301号、前住所宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館15番地56
債務者　山内　　香
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２４年（フ）第２８１号**
北海道北斗市追分２丁目17番21号
債務者　藤本　美紀
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
函館地方裁判所

**平成２４年（フ）第３０８号**
函館市昭和４丁目９番11号
債務者　石田　健二
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
函館地方裁判所

**平成２４年（フ）第３１３号**
函館市時任町７番10号
債務者　長内　時夫
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
函館地方裁判所

**平成２４年（フ）第１１１６号**
東京都府中市四谷１丁目２番地の10ハイツＳＳＫ２―202
債務者　山越　光弘
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第４９３号**
川崎市高津区上作延403番地３　本多アパート101、前住所川崎市高津区坂戸２丁目９番５―100号　メゾンドール荻島
債務者　武田　紘子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第５０９号**
川崎市宮前区有馬６丁目６番17―201号　プロスペアー鷺沼
債務者　青木憲太郎
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第５１０号**
川崎市宮前区馬絹1362番地５　第１三浦マンション203、前住所川崎市多摩区長沢２丁目２番３―103号
債務者　上原　忠幸
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第５１１号**
川崎市宮前区馬絹1362番地５　第１三浦マンション203、前住所川崎市多摩区長沢２丁目２番３―103号
債務者　上原　千寿
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第５２１号**
川崎市宮前区有馬４丁目５番１―406号　市営住宅
債務者　佐藤　佳澄
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第５３４号**
川崎市宮前区有馬８丁目３番３―103号　コーポ谷沢
債務者　星野　　直
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第５３５号**
川崎市宮前区有馬８丁目３番３―103号　コーポ谷沢
債務者　星野志津子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２２１号**
愛知県豊橋市多米中町３丁目２番地１　市営柳原住宅17棟403号
債務者　中島エイジこと　ナカシマ　クラウジオ　エイジ
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月17日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２４年（フ）第２０４３号**
横浜市鶴見区矢向３丁目２番５号　金子ハイツ201
債務者　関根　昭彦
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２１３６号**
横浜市旭区白根５丁目62番４―１号
債務者　渡辺裕美子（旧姓宮一）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部